

裁判員経験者意見交換会議事録

1 開会・参加者紹介

司会者：それでは，裁判員経験者の意見交換会を始めたいと思います。

参加の皆様にはお忙しい中，御出席いただきましてありがとうございます。

今回の意見交換会には，裁判員経験者の方が8人と，検察官，弁護士，裁判官から1人ずつ参加いただいております。まず法律家参加者の方から簡単な自己紹介と御挨拶をいただきたいと思います。裁判官の方から順にお願いします。

安藤裁判官：裁判官の安藤と申します。堺の裁判所で裁判員裁判の裁判長を務めております。本日は，裁判員経験者の方々にお集まりいただき、いろいろと貴重な御意見を伺うのを本当に楽しみにしておりました。どうぞよろしく願いいたします。

唐崎弁護士：大阪弁護士会の弁護士の唐崎と申します。事務所は堺の管轄内の事務所に所属しておりまして，こちらの裁判所をメインに刑事弁護の活動をしております。

中川検察官：堺の検察庁の検事の中川です。公判を担当してまいりまして，裁判員裁判あるいは裁判員裁判でない裁判も一緒にしております。どうぞ，今日はよろしく願いいたします。

2 進行方法の説明

司会者：さて，この意見交換会では毎回テーマを決めて，皆様の意見を伺っております。

今回のテーマは量刑であります。刑を決めるプロセスです。

今日の進め方ですけれども，前半では経験者の皆様お一人ずつ順番にお話を伺っていかうかと思っております。まず私の方でそれぞれの方が担当されました事件のあらましを紹介させていただきます。その後，皆様から御意見や御感想を伺ってまいります。そのお話を伺った後，法律家参加者や私の方から二，三，質問させていただきたいと思っております。皆様には今回のテーマである量刑に関するお話を交えていただければ幸いですし，法律家参加者もそういっ

たテーマに沿った質問をしていただければと思っております。

番号順で1番から8番の方まで順にお伺いした後、若干休憩を挟みまして、その後は自由な討論、フリートークをしたいと思いますと思っております。私や法律家参加者からこういった点について皆さんいかがでしょうかという形で話題を出していきたいと思っておりますので、自由に意見交換をしていただければと思っております。

司会は私、第2刑事部総括の畑山の方で務めさせていただきます。拙い進行になるかと思いますが、最後まで協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、意見交換会に入ります前に、いわゆる守秘義務というものについて一言触れさせていただきたいと思っております。守秘義務につきましては、事件を担当された際に裁判長からそれぞれ説明があったかと思っております。

守秘義務についてのポイントは2つです。1つは、評議の中で誰がどんな意見を言ったかを言わないということです。もう1つは、審理を通じて知った事件関係者のプライバシー情報などは言わないということです。逆に言いますと、それ以外のこと、公開の法廷で見聞きしたことだとか、あるいは裁判員を務めてみての意見や感想、こういったことについては自由に発言していただいて結構ですということになります。

守秘義務は言ってみればマナーの問題でもありまして、皆様には一緒に事件を担当した裁判員の方や事件関係者に迷惑になるような発言には注意すると、そういう常識的な考え方を持っていただければ大丈夫かと思っております。

守秘義務につきましては、もしまだおわかりにくい点や疑問点などがありましたら、この後の意見交換の中でお話しいただければ、取り上げて一緒に考えてみたいと思っております。

前置きは以上といたしまして、意見交換に移りたいと思っております。前半では経験者の方、お一人ずつ順番にお話を伺ってまいります。なお、経験者の方につきましては、これもプライバシーの保護ということで、失礼ではありますが、席上の番号で呼ばさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

3 量刑に関する審理・評議・判断

司会者：それでは，1番の方から早速，まず担当された事件のあらましを紹介させていただきます。

1番さんは，今年9月に私どもの部で強姦致傷などの事件を担当していただきました。2人の被害女性に対する事件で，一つはマンションの駐輪場で襲いかかったけれども，激しく抵抗されて強姦というところには至らなかったんですが，もう一つの事件では被害者が抵抗できなくなったことに乗じて，かなりひどい性的な暴力を加えたという事件でした。

検察官は懲役15年を求刑されまして，弁護人は，具体的な刑の意見は言われなかったんですが，適正な刑の重さを勘案してほしいという意見を述べられております。判決の結論は懲役12年でありました。

判決の中では，被告人の問題点は根深く，再犯の可能性も否定できない，厳重な処罰は必要であるけれども，検察官の15年という求刑は同種事案と比較してやや重いと，そんなような説明をさせていただいております。

1番の方，よろしく願いいたします。

裁判員経験者1：私を感じましたことに関して，量刑に関してですけれども，今回は争点が余りなかったものですから，事実に関しての双方の食い違いとかが余りなくて，結局その量刑が本当にメインの裁判になりました。

私の一番気になったことが，再犯についてのことなんですけれども，本来これは考慮に入れるべきではないのかもしれませんが，出所後のバックアップは肉親が見守るといって，それだけでしたので，これがもう少し手厚ければ再犯，その他についてももう少し考慮できたかというふうに思います。

これは，裁判員制度とか，裁判のシステムではなくて，社会の構造の問題だとは思いますが，そういった点が私の中でちょっとひっかかったところ。量刑を軽くできなかったところ。再犯防止に関してちょっと厳しく判断せざるを得なかったところであります。

司会者：法律家参加者から何か質問などありますでしょうか。

安藤裁判官：先ほど再犯のことが非常に気になったというお話ですけど、例えば、そういうところで再び繰り返すんじゃないかというような心配のようなことが話題になったのでしょうか。

裁判員経験者 1：今回、被告人が性格的にはそれほど凶悪な感じではなかったの、そういったことは意見として上がらなかったんですけども、結局、心の隙というものを制御できるかどうか、周りがシステムの的に制御できるかどうかという点で不安だという感じになったと思います。

最近、私の関係した性犯罪の事件に関してですけれども、性犯罪者をトレースするような、インターネットとかでどこに今住んでいるかとか、わかるようにしようと、新聞やその他でそういった流れがあるように思いますが、今回、実際にかかわった人間として、更生、再発防止に締めつける形でのそういう形は少し厳しい、社会復帰という点に関してはマイナスであって、再犯防止、社会全体よっての監視という点ではプラスかと思えます。難しい点だと思えますが、皆さん、ちょっと考えていただきたいなと思えます。

司会者：今回、特に事件の選別など、全くしたわけではないんですけども、たまたま性犯罪を担当された方がかなり多くおられます。また、おっしゃった再犯の可能性という点は、どの事件でも気になるところかと思えます。また後ほど皆さんからも意見を伺いたいと思えます。

2番さんに移ります。2番さんが担当された事件ですが、平成24年5月に石川裁判長のもとで監禁や傷害致死の事件を担当されております。これは少年の被告人の事件でありまして、職場の従業員であった被害者に対して集団で暴行を加えて死亡させてしまったという事件です。

これも争いはなかったようであります。検察官は、少年事件ということで、不定期刑という少し変わった刑になるんですけども、検察官は懲役5年以上10年以下という刑を主張されて、弁護人は家庭裁判所に移して少年院送致にすべきだという意見を述べられています。判決の結論は、懲役5年以上9年以下というものでありまして、判決を見ますと、結果が重大で対応も非常に卑劣

で悪質な事などから少年院ではなくて刑事処分が相当である、ただ、刑を決める上では、主導的な役割は別の共犯者であることなどを考慮したという説明がなされておりました。

では、この事件を担当しての御意見など、2番さん、よろしく願いいたします。

裁判員経験者2：今、冒頭におっしゃったように、被害者は29歳、それでリンチ的な行いをやって、最終的には亡くなったと。それで、A少年、今は19歳ですけど、A少年はすごく人の、世の中の成り行きですか、それを物すごい上手にやっていて、普通の大人と同じような感覚で行動しておったという具合でして、刑については裁判長、裁判官、そして裁判員の皆さんとともに量刑を諮って当然だと思っております。

司会者：この事件の資料を拝見しておりますと、弁護士さんは非常に手厚い立証活動をされておられまして、その中でも一番最初に行く冒頭陳述と、最後で、意見ということで弁論を述べられるんですが、冒頭陳述がパワーポイントというパソコンの画面を使われていて、その画面が32ページあって、最後の弁論も25ページぐらい、非常に長いものかなと思ったんですが、弁護士さんの主張にはどんな感想を持たれましたでしょうか。そういうのが理解できたかどうか。

裁判員経験者2：失礼ですけど、弁護士さんの、どうしても刑を軽減するというんですか、そういうような力を発揮するためにはどうしてもそのような話し方、そしてそういうモニターに映る、いろいろ映る、長々と、ここにもその当時の分を書いておるんですけど、何かもう一つやなと思いますね。それは刑を軽くするためにいろんな資料を持ってやると。だけどやってしまったことに関していかなものかなと私は感じます。

司会者：「もう一つ」というのは、例えばどういう点を感じられましたか。

裁判員経験者2：被害者は、当時29歳、この子は、僕は一番最初に、知的障害があると感じたんですね。その子をリンチする。やった仕事はとび職なんです

よ。とび職の仕事というのは非常に危険な、高いところへ上がって、それで重たい荷物を持って上がらないかん、そういうのをぐずぐずしていたら怒られるというようなことから察して、もう少し人間らしい、かわいがってやろう、知的障害がある、何ぼ若くてもそういう気の配り方、僕は必要やないかなと思って。一番僕は、汚い言葉だが、腹が立ったということなんですね。

司会者：事件がとてもしどくて、被告人にそういう感じになったと。

唐崎弁護士：先ほど弁護士の冒頭陳述と弁論がちょっとなかなか余りよろしくなかったという御意見。御質問というよりも、私が見ましてもちょっとこれは情報量が多過ぎるのではないかなという気はしていて、情報量が多いのは別に悪いことではないんですけど、それがちょっと整理できてないという。何がどこにつながるのかというのがなくて、ただたくさん書かれているだけかなという。だからちょっとこれ、なかなか関連付けが難しかったんだろうなという感想があります。

もう一個は、こういった、確かにおっしゃるとおり社会的に非難の激しい事件というのは、なかなか弁護も難しいという側面がありまして、それをたくさん言ってあげることによって少しでも訴えかけるという手法に多分弁護士の方が出られたんじゃないかなとは思っています。ここまでが私の感想みたいなもので、一つお伺いしたいのは、少年、未成年という部分に関しては、我々法律家から見るとやはり未成熟な、例えば大人のように見えても未成熟な部分があって、そこをやはり考えてあげて、より教育的な配慮をしてあげようという考え方が少年法の趣旨にはありまして、印象的には何か被告人が大人っぽく見えたというふうな捉え方をされていたので、そういう外形的なものを除いて、一般論として、子供だからこういうふうに配慮、例えば弁護士がおっしゃったとおり少年院送致の方がいいんじゃないかなというふうな感じ方というのはなかったものでしょうか。

裁判員経験者2：僕の場合は、全くそれはなかったですね。なぜかというとな、18歳というともう大人です、何もかも。聞くところによると、付き合っていた

女性との間に子供ができるところまで行ったのかな，そんな話も出てましたけど。そういうような，18歳というたらもう責任をとらなあかんと思うんですよ，僕は。少年というても，学生であればまだかわいいなと思います。

司会者：3番さんに移りたいと思います。3番さんは，今年8月に性犯罪の事件などを担当していただいております。事件は9歳から12歳の女子児童に対する強制わいせつや強制わいせつ致傷の事件，全部で11件もあったという事件であります。

検察官は懲役8年を求刑されて，弁護人は保護観察付きの執行猶予にしてほしいという意見を述べられたんですが，判決は懲役6年であります。判決によりますと，連続的に敢行された計画的，常習的な性犯罪事件であり，犯罪抑止の観点からしても刑事責任は重く，刑の執行を猶予すべき事案とは認めがたいといった説明がされております。

では，3番さん，お願いいたします。

裁判員経験者3：刑法は全くの素人で不安もありましたけども，裁判長や裁判官の懇切丁寧な御説明をいただけて，不安やプレッシャーを感じることは一切ありませんでした。それから，8年の求刑に関して6年の判決でしたが，皆さんで協議，決定したもので，適切で妥当な量刑だったと思っております。その際，ウェブ検索で判例等もいろいろ見せていただきまして，大変参考になりました。

司会者：この事件は，審理計画を見ますと，11件の事件があったということで，被害者の調書だとか，現場の写真，図面なんかの証拠書類，これがものすごくたくさん出てきているんだと思います。審理計画によると，初日にそういう証拠書類の取り調べが2時間20分，次の日も午前中いっぱい2時間10分もかけられたということで大変だったのかなと思ったんですが，検察官からの証拠書類についてはどんなふう感じられましたでしょうか。

裁判員経験者3：検察官の主張などは簡潔明瞭でとてもわかりやすかったです。

司会者：同じような証拠が出てきたとか，そんなことは感じられなかったんでしょうか。

裁判員経験者3：詳しく見せていただいて、量刑を決めるときにもすごく参考になったと思います。

司会者：法律家の方から何か質問はありませんでしょうか。

中川検察官：今、量刑は適切だったというふうにお考えだということなんですけども、それは検察官がこの求刑をしている、それに基づいて判断すると適切だっただろうということだと思っんですけども、検察官の求刑を除いて、この事件そのものを見たときに、この求刑が重いとか軽いとかということを感じたことはありましたか。

裁判員経験者3：私は、軽過ぎるとずっと思っていたんです、最初は。

中川検察官：その後、いろんな量刑の資料等を見ていくと、この辺りが落ちつきどころというか、妥当な線だなと考えが変わられたということですか。

裁判員経験者3：そうです。評議の途中で何度も判決何年にするのかというのをみんな紙に書いてお渡ししたんですけども、私はもっと重くしてもいいんじゃないかなと思っていたんです。

けど、それが変わったというのは、最後やはり御家族の方、奥様の証言を聞いたたり、それから弁護士さんのお話を聞いて、それとプラスお子さんの分も考えに入れて、妥当かな、このくらいかなというところに落ち着いたんです。

中川検察官：11件もありますと、証拠調べを聞いていて、後で考えたときにどの事件が、どの被害者に対してはどのような状況だったかとか、どのような悪情状をそれぞれ証拠から感じたかと混乱したことはなかったですか。

裁判員経験者3：それは、家に帰っても資料を思い出しながら、一生懸命やりました。最初のうちは混乱しましたが、今でもきっちり覚えて頭に入ってくるというか、さっき司会者がおっしゃったように、たくさんの資料を見せていただいたためにきっちり頭に入りました。

司会者：証拠の中に弁護士さんからNPO法人がやっている性障害専門医療センターの治療プログラム、これを被告人に受けさせるという話が出て、お医者さんが証人として出てきたんでしょうかね。お医者さんは刑罰よりも治療が必要

だという証言をされたというふうに伺っております。この治療プログラムとか、お医者さんの証言というのは刑を決める上で参考になりましたでしょうか。

裁判員経験者 3：なりませんでした。入所されて、全員がきちっとした更生ができて出て行かれたという話はないんですね。人数が少ないけど、まだ。できてからの年数も短いみたいで、果たしてそんなことをやって、人間が更生できるのかどうかと。何かすごい私は不安ばかりで、まだ本人も一回も受けていませんし、ただ出所した後に受けるという話ですので、そういうのは、私は全く参考になりませんでした。

司会者：それでは、4番さんに移りたいと思います。

4番さんも性犯罪を担当いただいております。去年10月から11月にかけて安藤裁判長の部で担当されています。職場の同僚の交際女性に対する事件で、宅配業者を装ってその女性宅に侵入してかなりひどい性暴力を行ったという事件と伺っております。検察官は懲役12年を求刑されて、弁護人は寛大な判決をという意見を述べられています。結論は懲役10年。判決によりますと、行為態様が卑劣きわまりなく、被害女性は心に深い傷を負っている。自首したことや被害回復への努力は窺われるけれども、そういったことを考慮しても刑事責任は重大であるという説明がなされております。

では、4番さん、お願いいたします。

裁判員経験者 4：裁判員をさせていただいてから1年経っております、そのときの自分の気持ち、量刑を決めるときにどういう形で決めて行ったかということ、一生懸命思い出しながら今ここで話ししているんですけども、プレッシャーがあったかどうかということなんですけども、死刑という選択肢は初めからなく、ホワイトボードに強姦致死罪の場合には大体5年から20年という幅ですよということを初めにお聞きしたと思います。

ただ、これは裁判員をさせていただいた当初からなんですけれども、被告人と、それから被害者の方、2名の方の人生に自分がかかわっているという責任感というのはすごく感じていて、そういうプレッシャーは多少ありました。

一番最初，20年というのを見たときに，女性という立場から，性犯罪というのは再犯率が高くて，やっぱり出所したときにまた同じことを繰り返して，一人の女性の人生を深く傷つけて台なしにしてしまうようなことがあっては絶対ならないという気持ちがありましたので，最初はなるべく出て来てほしくないというような自分の本音もあったと思います。ただ，その中でいろいろ観点を出していただきまして，悪質さ，今回は自分が働いている職場の後輩の彼女であったという，考えられないような悪質さと，それからその人が本当に今，反省をどこまでしているかということですね。

自首していることもありますし，法廷でその方の表情とか言動とかを見ている中で，自分が，この人が本当に反省しているかどうか感じたところもあります。それから，サポート体制として，奥さんの存在が非常に大きいんですけども，一度被告人を支えて，そして3人の子供ももうけて幸せな暮らしもしていたのに，なぜこんなことをしたのかという疑問は非常に大きかったですけれども，奥さんのサポート体制をどう考えるかという，いろんな観点が出されまして，みんなが意見を出した上で絞っていったと思います。

絞っていく中で，一番私も再犯してほしくないという本音だったんですけども，彼の言動とか表情とか，自首したこととか，いろんなことを見ていて，本当に今の時点で，彼は彼なりの反省をしていると。そして，奥さんが10年以上経った後に支えてくれるかというのは希望的観測で，本当にそこを期待してしまっているのかということもいろいろ論議したと思うんですけども，でも，奥さんの表情とかを見ていて，今の時点ではそういう希望的観測というか，希望も持てるし，3人の子供さんもいて，そして本人も戻ってきたときに再犯を起こさずに頑張ってもらいたい，頑張ってもらえるんじゃないかという形で，みんなの気持ちがかんたん一つになっていったような気がします。

それで，最後はとにかく再犯を起こしてほしくない。もしもこれが出てきて，12年という形を出して，そしてまた犯罪を犯した場合には，私たちがすごく関わった者として非常に辛い気持ちになってしまうので，最後に裁判長の方

から、私たちはやっぱり再犯を起こさないということを期待して3人の子供のお父さんとして本当に頑張ってもらいたいということを付け加えてほしいということもお願いして、評決、量刑を決めて行ったように思います。

本当にこの場合は被告人が反省をしていた件なので、これが被告人が反省もしていないような件だったらどうなるのかなというのは私も思いましたけれども、そういう救いもあって、みんなでだんだん気持ちが一つになっていった経過があったと思います。

司会者：最初は厳しく考えていても、いろんな議論をしているうちに落ち着いていったということですね。先ほどは弁護人の冒頭陳述、弁論がすごくたくさんだったという事件があったんですが、4番さんの事件は、逆に弁護士さんの冒頭陳述も弁論要旨も2ページだけ、実質的にはほとんど1ページちょっとぐらいだったと思うんですけども、それについて、これで十分と思ったか、それとも物足りないと思ったか、その辺りはどうでしょう。

裁判員経験者4：特に問題は感じなかったように思います。

司会者：法律家の方から何かありますでしょうか。

唐崎弁護士：この事件、被告人に前科があったようなんです。前科があると、また犯罪を犯しているわけですから、これは再犯の危険性がどうなのかということも我々弁護士としてはちょっと危惧して、前科があることをどう位置付けて、我々は再犯もそれはありませんよと言うのが仕事なんですけど、それをどう位置付けるかというふうな、結構苦心する事案かなと自分も思ったんですけど、前科の点には何か考えとか、議論とかあったんでしょうか。

裁判員経験者4：今ちょっと思い出して、薬物も関係していたので、前科が薬物の件に関してもいろいろ論議したように思います。1年前なので細かいところまで覚えていないんですけども。

最終的には本人を見ていて、私、一番最初に彼を見たときに、もっと怖い人かと思ったら何だかすごく、表情とか全部傍聴しているときに非常に反省しているという雰囲気が出ていて、本当に大変なことをしてしまったというのがち

よっと私たちに伝わってきたところもあると思うんですけども、そのときはきっと彼を信じて、それから奥さんのことも信じていたんだと思います。

中川検察官：今の話の中で、彼には子供さんが3人いて、その子供のためにも更生してくれるだろうという意見があったということですけど、逆に子供3人もいながらこんな事件を起こすやつなんだから、子供がいるからといって更生するはずがないというようなことはなかったんですか。

裁判員経験者4：最初に言っていたんですけども、ちょっと考えられないくらい悪質というか、それは薬物を使用したということがあって、それでそういうことに、強姦致傷に至ったわけなんですけれども。一番最初はなぜそんなことができるのかというのがみんなの、特に知り合いの彼女であったわけで。確かに今まで幸せな暮らしをして、何とか立ち直って、奥さんとうまくいき、子供3人がいて、なぜそんなことをしたのかというところは、かなり最初の時点で話し合った記憶があると思います。

悪質で考えられないようなことをしたというところから、なぜ再犯が多分起きないというところまで彼を信じたかという経過については、今1年経ってしまうと、その間がちょっと薄くなってしまっている感はあるんですけども。

司会者：さっきの話ですと、奥さんのサポート体制、これに期待したということでしょうか。

裁判員経験者4：難しいところだと思うんですけども、やっぱり更生してくれることに期待したということだと思います。

司会者：5番さんのほうに移りたいと思います。5番さんは、今年6月に私の部で強盗致傷事件を担当していただきました。これも女性を狙った事件で、夜間ひとり歩きの女性を狙った強盗致傷事件を4件も繰り返したということであり、4件のうち3件について、言った、言わない、叩いた、叩いてないといった事実関係に争いがありましたが、基本的には認めていた事件です。

検察官は懲役11年を求刑して、弁護人は懲役3年から5年が相当であるという意見を述べられておりました。結論は懲役8年ということですよ。争いのあ

ったところについて、被告人は不合理な供述をしており、反省の言葉も表面的で、事件に十分向き合っているとは思われない、犯罪行為にふさわしく更生させるのに必要十分な刑として懲役8年が相当であるという判決を出させていたでいています。

では、5番さん、お願いします。

裁判員経験者5：今、裁判長がおっしゃったとおりなんですけど、強盗致傷、全4件ということで、法廷での証言の食い違いで、言った、言わないということ、それから暴行の度合いの食い違い、それぞれの感じ方に対してどちらがほんまやねんという、この判断は非常に難しいと思います。個人によって捉え方が違います。その辺りをどう判断するかということに一番難点がありました。起こしたということは認めているわけですね。ただ、言った、言わない、口にした、してない、これは水かけ論ですね。再現ができない、証拠がないというような事件でした。

量刑を決めたポイントを簡潔に申し上げると、被告人というのは少年時代も同じような女性を狙った事件を起こしており、そういう施設にも入っている経歴があり、今回も4人の成人の女性ではありましたが、夜間のひとり歩きを狙った、ある程度計画的な犯行であると。やはりこの辺りを私としては量刑決定に関して再犯の重要性、度合い性というのをかなり重視させてもらいました。

量刑に、素人ですから、それが何年かどうこうというのはわからなかったんですけども、過去の事例等を裁判長に非常に詳しく説明していただきまして、こういう事件があったらこういう事案が出てますよという御説明がありました。これ、非常によかったと思います。

自分の中では、最終的には個人的な感傷、憎いとかどうこうというのは極力入れなかったつもりであります。決して消去法ではないんですけども、判決としては妥当だったかなと思います。

量刑を決めるに関して、被告人の社会復帰という年齢も考慮されたと記憶しています。これは、ほかの事件を扱われた方、ちょっとわかりませんが、一

つのポイントとして甘いのかなと言えれば甘いとおっしゃる方もいらっしゃるでしょう。一生ぶち込んでおけという方。ただ、社会復帰という、この時代において何歳までに出て行ってもらえば更生の可能性を望めるのではないかという点、これも一つポイントとしては大きかったのではないかと思います。

司会者：30歳までには出所できるようにというような考えでそういうことをしたんですね。あと、多分皆さん気になると思われるところを補足させていただきますと、5番さんが担当された事件は被告人が控訴したんですが、その二、三か月後に自ら控訴を取り下げて確定しております。それ以外の皆さんの事件につきましては、被告人からも検察官からも控訴がなくて確定しております。気になるところかと思いましたが、お伝えしておきます。

では、今の5番さんの事件について法律家の方から何か質問はありますでしょうか。

安藤裁判官：この事件は事実関係について争いがあると、言った、言わないとか、暴行の度合いというものが問題になったということですけど、そもそも言った、言わないのこのレベルというのは、こういう細かいことを何で議論しなくちゃいけないんだろうと、どっちみち襲っていることは間違いないんだからというようなことで、そのようなことをお感じになったことはございませんか。

裁判員経験者5：文言なんですよね。どういうことを言ったかという度合い。

法廷の場で明らかにされていることは、言ってよろしいんでしょうね。

司会者：いいですよ。死ねとか言ったかどうかということですね。

裁判員経験者5：そうです。例えば、殺すぞとか、ただ単におとなしくしろと、こういう例えば何かを虚像、暴力的に表して、殺すぞと言う、恐怖心、被害者が感じる、まして女性ですから、その辺の大小というのはあると。だから、その辺は考慮すべきだと思いますね。些細なことで言った、言わないという考えもあるかもわかりませんが、やはり脅迫の度合いというのを、相手に対する強迫観念に対する考え方、受け止め方を考えてあげると、考慮する必要があるのではないかと。ただ、証明するすべはないです、これは。

安藤裁判官：そこが，言った，言わないというのがきちり決まらないと，その後の刑の重さとか，量刑というのが正しく判断できないということですね。

裁判員経験者 5：非常にこういう事件は難しいと思いますね。

司会者：四つの事件のうち三つについてそういう争いがあって，そのうち2つについて被告人の主張は認めなかったけど，1つについては被告人の主張を認めたという結論でした。

唐崎弁護士：この事件，弁護士さんの弁論が非常に長くて，ページ数にして22ページある。しかもほとんどが文章でやられているんです。一つは，これが弁護士さんの主張としてどこまで皆さんに影響を与えたというか，印象に残っているかということが一点と，もう一個，弁論の中身を見ますと，この事件，ちょっと細かい，先ほど安藤裁判官もおっしゃったように，細かい事実にいろいろ争いがあるんです。弁護士がちょっと頑張らなあかんのは，量刑の情状部分かなと思う。その割には量刑部分が非常に分量少なくて，全体的に弁護士さんの主張がわかったかどうかというのと，弁護士さんが言っている情状の部分というのがどれだけ印象に残ったかと感想をいただきたいんですけど。

裁判員経験者 5：おっしゃるとおり長かったです。私，人生でこんなに書いたことがなかった。あの上でひたすら書いて，腕が痛いというぐらい，書かないとわからない，忘れていくんですよ，どんどん。一方的にプロですからおっしゃるんですけど，ポイント，ポイントを挙げていっても漏れがあるんで。まくし立てるように膨大な主張をされると，我々は素人ですから。4つの事件を，まとめてパパパと行ったんですね，だから，確かに頭が混乱といったらおかしいんですけど，最初のほうの記憶が疎くなってくるんですよ。この辺はやり方やと思うんですけども。一つ二つやって1回評議するとか，また次の2つをやって評議するとか。1回で評議するには量が，弁護士の方がおっしゃっていることを全部丸飲みできるかといったら，ちょっと僕のキャパでは苦しいかなというのは感じましたね。

あと量刑，弁護士さんのおっしゃっている量刑云々に関してはちょっと個人

的にはわからない。正直，精一杯でしたね，自分の中で整理するのが。事案が，本当に細かい細かいことだったので。

2回言ってくれませんか，ほかの人に聞いてお願いしますというのはできないんで。ただ疲れたというだけで，もうちょっとゆっくりしゃべっていただけたらよかったですけど，ちょっと多かったです。

中川検察官：この分は，弁護人の弁論は実際，時間は何分ぐらいかかったんですか。

司会者：予定は20分だったんですが，40分ぐらいですね。

裁判員経験者5：そうやね。すごく長かった気がします。

司会者：6番さんに移ります。6番さんは去年12月に石川裁判長のもとで性犯罪を担当していただきました。5人の女性被害者に対する連続の強盗致傷などの事件で，事実関係には争いがなかったようであります。

検察官は懲役18年を求刑されていまして，弁護人の意見は，被告人の更生のために極端に重い刑は必要ないといったことを弁論で主張されておりました。結論は懲役14年であります。判決によりますと，常習性や対応の悪質さ，結果の重大性を重視し，被害弁償や，その準備がされていることや反省を深めていることなどを考慮しても刑事責任が非常に重いという説明がされております。参加者の中では一番重たい刑を言い渡したということになりますが，では，6番さん，よろしくをお願いします。

裁判員経験者6：まず量刑で考えて決めるときに，僕は3点考えまして，実際まず罪がどれだけ重いか，被害者に与えた影響とか，被告人の動機がどういうものだったのかとか，そういうものが1つ目で，2つ目が被告人の現在の反省の度合い。そして最後に3番目が刑務所から出た後のことを考えて量刑というのを決めていきました。

特に悩んだのが，3番目の刑務所から出た後ということなんですけども，どうしてもある程度長い年月，刑務所に入っているというふうになると，想像できないぐらい先のことを想像しなければならないというふうになってくるの

で、それから再犯があるかとか、そういうのも加えていくとますます先のことをいかにイメージできるかというところがすごく大変だったかなという思いでしたね。

量刑については、14年というのでまとまって、自分でも納得している量刑ではあります。

司会者：法律家の方から何かありますでしょうか。

唐崎弁護士：この事件、弁護士さんが特徴的なのが、パワーポイントをお使いになって弁論された事件ですよ。パワーポイントとして、この辺いろんな考え方が実はありまして、そういったパワーポイントと弁論はどうでしたか。印象とか、感想とかはございますでしょうか。

裁判員経験者6：今回、弁護士さんがそういうのはできる限りわかりやすくしていただいたというところによかったのではないかと。使えるものはできる限り使っていて、要点をまとめていただければ、わかりやすいという点によかったのではないかというふうにはありました。

司会者：この事件でも臨床心理士さんに心理テストを弁護士さんの方でしてもらって、臨床心理士さんの証人尋問もされているようなんですが、これについてはどういう感想を持たれましたでしょうか。

裁判員経験者6：臨床心理士さんの話、被告人の改心というか、心の美化というのを立証されようとしたようだったんですけど、それが直接今回の事件に本当に関わったのかとか、そこは動機のところにつながっていったんじゃないかなと。それと、あとやはり再犯、何年間か刑務所に行って出てきたときに、彼は根本的から直らない人間なのかというふうな、臨床心理士、思わせないかとか、考えたりとかするきっかけにはなりましたけども、それが大きな範囲を占めたというわけではなかったです。

司会者：お待たせしております7番さんに移りたいと思います。7番さんは今年7月に安藤裁判長のもとで危険運転致死などの事件を担当されております。飲酒アルコールで正常な運転が困難な状態で自動車を運転して死亡事故を引き起

こしたという事件です。特に被告人は事故の記憶がないと述べていたということで、弁護人は被告人が運転していたかどうかとか、危険運転の故意といったものを争ったと伺っております。

認定は有罪ということで、検察官の求刑は懲役10年、弁護人は相当な減刑がされるべきだというようなことを弁論で主張されていたようであります。判決の結論は懲役9年ということで、判決によりますと、被告人は一応の反省を示しているが、行為の重大性に真摯に向き合っているとは認めがたい。一人の尊い生命を奪った結果の重大性に照らせば、被告人の刑事責任は相当に重いと、そういう説明がされておりました。

では、7番さん、お願いします。

裁判員経験者7：私も本当にど素人で、まさか自分が裁判員をやれると思っていたんですけども、この7月に2週間という、ちょっと長期にわたって参加させていただきました。本当に裁判官3人の方が懇切丁寧に一つ一つかみ砕いて説明していただいたので、私も私なりの意見、判断で進めていくことができました。

最終、量刑を決めるに当たって、裁判、最初から見聞きして、こんな素人の私がこういう人の人生を左右することに、果たしてこういうことに加担していいのかどうか、ずっと悩んでいました。最終的には9年という、皆さんいろんな考え方、意見もあって、量刑の年数も違ったんですけども、9年となったんです。今でも、本当に、私たちが決めてよかったのかなというのは今でもちょっと思っております。

司会者：法律家の方から何かありますでしょうか。

安藤裁判官：この事件はそもそも本当に被告人が犯人なのかどうかというのも争いになりますので、議論することが多かったと思うんですね。それで、刑を決めるところまで大分話し合いがあったんですが、実際に刑を決めるということの議論をしている間にちょっとお疲れになるというようなことも、いかがだったでしょうか。

裁判員経験者 7：やはり初日にいきなりこういうふうな説明をされて、裁判して、いきなり被告人に目を合わせてしまうと、やはり心情的にかなり辛いというのがありました。最終日の求刑においても、やっぱり辛いというのが私の気持ちですね。引きずるといふのだったり、1週間ぐらいどうしても通常の仕事はしていますけども、フラッシュバックするといふか、すごいセンシティブな方とかだったらちょっと大変だろうなとは思いました。

司会者：判決を見ますと、被告人自身は自分の運転で事故を起こしたということは認めて、被害者にも謝罪していると。一方で弁護士さんが無罪を主張していると。何か一貫性がないみたいな感じもしたんですが、そんな感想は持たれませんでしたでしょうか。

裁判員経験者 7：被告人は全然覚えていないという感じ。それはもう彼がやったとしか考えられないんですけども。

司会者：被告人が覚えていないと言っている以上、こういったところが問題になることは、それはやむを得ないということでしょうか。

最後になりました 8 番さんですが、8 番さんは私どもの部で今年 5 月から 6 月にかけて、これも女性が被害者の強盗致傷事件を担当していただきました。この事件はかつての交際女性を自宅の近くで待ち伏せをして、暴行を加えて携帯電話を奪い取ったという事件でありました。

弁護士さんの方では、この事件については強盗致傷ではなくて傷害と窃盗罪なんだということで、暴力の内容だとか、暴力を加えた理由だとかについて、被告人と被害者との間について言い分の違いがあった事件ではあります。

結論的には検察官の主張どおりの事実認定をいたしました。この事件について検察官は懲役 5 年、弁護人は懲役 3 年、5 年間執行猶予の刑を主張されておりまして、刑を執行猶予するかどうか量が問題になっていました。結論としては懲役 3 年の実刑ということで、判決理由の中では、被告人は不自然不合理的な弁解を終始して、真摯に反省しているとは言いがたい、真の反省を求めるためにも執行猶予は相当ではなく、事件の重大さ、被害の大きさに見

合った実刑を言い渡すべきであると、そういう説明をさせていただいています。

では、8番さん、お願いします。

裁判員経験者8：企業の方で法務関係の仕事を十何年やっています、この件について、量刑なんですけども、刑法をあまり知らないんですけども、1つは強盗にするのか、傷害と窃盗にするのかというので、気になったのが懲役3年だったら執行猶予が付くけど、それ以上だったら付かないというようなところ。

2点目が、裁判をやっている上で経験が、全然刑法がわからないので、データベースで検索しているいろいろと事例を見せてもらったんですけども、あまり時間がなくて、具体的などころまで刑を絞り込めなかった。

3点目が、裁判の刑を決める上で、初めて知ったんですけども、もし5人だったら、2人が5年、5年、3人が3年、3年、3年だったら、3年の方に引っ張られるというようなルールがあるというようなこと。

それと、一番量刑の中で悩んだところは、情状酌量というんですか、お金を返した、示談金を払ったであるとか、もう一つはちょっと話が違いますけども、被害者が刑務所に入れてほしいとか、裁判して怖いとかという点、それともう一つはとっさ的にこれを行ったのか、それとも計画的にやったのかというのが、あの時間内では見切れなかったですね。

それともう一つが、子供の養育費12万円出しているというので、刑務所に入れてしまったら家族が大変じゃないかとか、刑とは関係ないところまで考えましたね、いろいろと。

それが感想で、あと弁護士さんと検察官の話でいくと、弁護士さんが出している、こういった陳述書なんですけど、最初から何かドラマみたいな形で台本を読んでいるみたいで、演じているみたいで、後の休憩時間で読むんですけど、これだけ小説みたいなことを書かれてたら誰も見ないですね、はっきり言って。その点、検察官の方は、紙1枚できれいにまとめていますね。これ、誰が作ったフォーマットが知らないですけども、これを見たら休み時間ごとに頭の中が整理されていきますね。すごくいいなと思いました。

それともう一つが、裁判官が1時間ごとに休憩を入れているのがよくわかりました。1時間経ったら、休憩のときに素人の方に対してかなりサポートして、これはこういうことだ、これはこういうことだと、3人で話されているのはすごくいいと思いました。

司会者：法律家から質問はありませんでしょうか。

唐崎弁護士：私も正直これを見たとき非常にびっくりしまして、まずせりふから入っていつているという書式で、本当に何をやっているんだろうかなという。非常に実験的、多分、かなり前衛的な取り組み方で、要はわかっていたきたいという、小説みたい、物語式、ケースセオリーで物語形式にして、その方が皆さんが入っていくんじゃないかなという前衛的な考え方でやられていまして、どうも失敗しているなというのがよくわかったんですけれど。

裁判員経験者8：そこから入ってしまったんで、ドラマなんですよ。最初から、裁判自身が。みんな休憩のときに言うてたんですけど、こんなのは初めてやと。そうすると、後から被害者が泣きながらしゃべっても、何を言うたって、全部本物の話、加害者が言うたことが嘘っぽく感じるんですよ。反対に検察官の方は悪役じゃないですけど、しゃべらないんですよ、反対に受け身に入って。すごく真実味が出てきますね、その方が。

唐崎弁護士：事実関係というか、法律上の成立する罪名が強盗致傷なのか傷害と窃盗なのかという議論があるんですけど、そういった法律論的にもやはりこの弁論であるとか、冒頭陳述は全く役に立たなかったんでしょかね。入ってこなかったと。

裁判員経験者8：入ってきたんですけど、そこは計画的なのか、計画的じゃないのかというところで、2日目、3日目のところでかなり深く入ってきたんですけども、最初からあれで、1週間もないあれなんで、最初の印象はかなり残りますよね。

唐崎弁護士：なるほど。わかりました。

司会者：ほかの方の参考ということで、私もびっくりしましたが、冒頭陳述で

弁護士さんが正面に出てきて、原稿も見ずに最初の言葉が「何やってんだろう。事件当日、被告人は延々と被害者を待ち続ける自分をむなしく思いました。深夜、台風の影響で雨がたたきつけるように・・・」そういう感じの冒頭陳述でした。

裁判員経験者 8：ドラマで主演の人が出てきて、この人が主演かと思いましたね。

司会者：後半は自由な意見等交換，フリートーキングで進めてまいりたいと思います。

前半のお話で皆さんから伺ったところ，刑を決める上で重視した点ということからしますと，まず被告人の再犯，出所後の更生ということを重視されている方が多かったように思います。あと，被告人の反省の態度もよく見ようというところがあったように思います。

前半の話では，弁護士さんの主張立証活動について少し問題となっていました。

評議につきましては，十分納得できたという方から少し時間がなかったという方もおられたかと思えます。それと，量刑のデータベースの扱い，最初はもっと重く考えていたけれども，データベースを見て何か落ち着いていったみたいなどころもあったかと思えます。

そういった前半の話を前提にいたしまして，まずは法律家の参加者から，こういった点について皆さんに伺いたいということから始めていきたいと思えます。

裁判員経験者 3：量刑を決めるときに，反省の態度が見られるとか，私のときは，11件のうち3件が示談成立していたんですね。示談成立もやっぱり考慮されるんですね。私，示談成立のことを考えたときに，経済的に恵まれていれば可能だし，貧しさから犯した窃盗犯には無理ですよ，そういうことは。すごく不公平にもなるし，示談が全部成立した場合にどうなるのか。ちょっとお尋ねしたいですけど。

司会者：最初は反省の見極め方ということ，あと示談をどう見るかということで

すよね。被害者との間で示談ができたり，被害弁償したというところを量刑上どう考えるか，皆さんはどうでしょう。

8番さんに担当していただいた事件では，示談といたしますか，被害弁償百何万円かしていたんですが，結論は実刑だったという事件だったかと思います。

8番さんとしては，示談のところをどのように考えましたか。

裁判員経験者8：示談は，僕は情状酌量の一つの材料にしたんですよ。ただし，もっと突っ込んだ話なんですけど，本人のお金で示談したのならいいんですけど，本人は全然貯金がなく，周りの方からの支援で示談したというところなんで，そこはもう入れなかったですね。

司会者：本人が出したかどうかで大分見方が違ってくると。

ほか，いかがでしょうか。2番さんの事件も遺族の方と示談ができたと同っていたんですが。

裁判員経験者2：遺族の方へA少年のおばあちゃんが立て替えたということですね。だけど，亡くなった29歳の方は，子供，奥さん，離婚してしまっていて，そしてその子供に行っているわけですね。A君のお父さん，お母さんは全く法廷でも思わす的な態度しかとらなかった，僕はそういう印象を受けたんですわ。そして素晴らしかったのは，ここで言うのは何ですけど，検察官の方でした。

司会者：示談については，相手はお子さんというか，親子関係はあるけれども，実際には離婚されて，一緒に生活しているとか，そういうわけじゃなかったということですね。

お金の出所やその相手にもよるといっていいのでしょうか。決して無視をすることか，そういうわけでもないんですね。

3番さんから最初に出た被告人の反省をどう見極めるか。これは，どんな事件でもいつも悩みながら事件を私たちも見ているんですけども，審理を担当されて，被告人が反省しているとおっしゃった方と，さっき私が紹介した中で真摯な反省が認められないと判決の中であったのもあったんですけども。どういところから，被告人の反省というのを見ていると言えますでしょうか。

裁判員経験者 1：反省に関してですけれども、態度とかを見ている分には反省しているというふうに伺えました。ただ、反省と再犯しないかどうかということに関しては、あまり関係してないように思います。本人は確かに反省していますが、また環境によって、状況によって、例えば、今回の弁護士さんの主張によると、いろいろ精神的に追い詰められていたからこんなことをしたんだということはあるんですけれども、じゃあもう一回追い詰められたら同じことをするんじゃないのか。今、たとえどれだけ反省していたとしても、反省が再犯防止にどこまで、生かされないのではないのかという、そういう見方はとってしまいます。

ただ、反省と再犯するかしないかに関しては、あまり関連がないように感じました。もちろん反省していることの方が、今回の刑を決める分には重要ですが、裁判云々の観点に関してはそれほど重要ではないというふうに感じます。

裁判員経験者 6：今回、量刑をつけ、実刑を考えたこと、現在、被告人が反省しているかというのを2番目に挙げて、ちょっと重要な点かなと思って考えたんですけれども、やはり反省するということは、その後、更生するに当たって、どういうふうになっていくかという基になっているような観点というところがあったと思うんですよ。

だから、裁判が終わって刑務所に入って、そこで終わりじゃなくて、刑務所の中でどう過ごしていこうというところが、やはり反省のあるなしというのが非常に深かったです。

その点、弁護士さんが行った心理カウンセリングというか、そういうところで自分がどういうふうな人間なのかというのを確認が、理解するというのも裁判、理由中にも少し触れてあったと思いますが、そこで反省の態度が見られたとか、そういうところが量刑を考える点で言うと大きく一つの要因にはなったかなと思われます。

司会者：刑務所で更生してもらうための前提としての反省ですね。

今、発言いただいた1番さん、6番さんの事件で判決を見ますと、被告人は反省していると割と認めているんですが、中には真摯な反省はないというふうを書いてある事件もあります。そういった事件を担当された方はこういったところから真摯な反省とは言えないといったのか、その辺りはどうでしょう。

7番さんの事件の判決を見ますと、被告人は、一応の反省の態度は示しているが、行為の重大性に真摯に向き合っているとは認めがたいと、判決では書いてあったんですけれども、どういうところから真摯でないといったふうになったか覚えておられますでしょうか。

裁判員経験者7：被害者の御家族の方が言うには、飲酒を起こして、運転を絶対本人はしないとやっているにもかかわらず、仕事上どうしても運転しないとけないことがあったから運転した。それを御家族の方が目撃されたり、周囲の方が見られて、全然反省の態度がない。自分の気持ちばかりあって、突然家に訪問して仏壇に手を合わせたりとか、そういう家族にとっては神経を逆なでするようなことがあって、反省の色がない。裁判中は涙も流せたんでしょうけど、それもパフォーマンスじゃないかというふうにおっしゃっていました。

司会者：言葉はあるけれども、現実の態度が伴っていないということでしょうか。

反省について、ほかの方からはどうでしょう。

裁判員経験者4：さっき質問されて、1年経っているものですから記憶が薄かったんですけれども、一応私たちの場合も、被告人は自ら犯した罪の重さを認識するという形で、ちゃんと反省があるというふうに書かれているわけなんですけれども、やっぱり自首をしたということがあるんですけれども、自分がしたということを世間的に何もわかってない、被害者の人もそれを警察にも言っていないという中で、犯罪を犯した後から何ということをしてしまったということを感じて、どうしよう、どうしようという感じで3日ぐらい悶々とした気持ちで、結局、奥さんに打ち明けて、奥さんにものすごく怒られて、何ということをしたんだと改めてわかった上で、女性の交際相手に直接謝罪したいので警察に自首をしたということでした。

じゃあなぜ、そういう行為をした後に、すぐ何ということをした、我に戻ったみたいな形で思わなかったのか、彼は薬物を打った後に、そういうことを商売にしている女性と性行為をしていたことがあって、今回も男性の一方的な、そういうことをしたら女性が喜ぶんじゃないかみたいな。普通、女性側からしたら全くそれは考えられないことなんですけれども、そういう一方的な、そういう弱さというか、思い込みというか。薬物が切れたときに、何ということをしたということを思って、その後、苦しんで奥さんに打ち明け、そして最終的に自首をしたという辺りで、私たちは反省しているということを、ある程度考えるときに尺度にしたように思います。

司会者：4番さんが担当された事件の判決を拝見しますと、反省のところはかなり微妙な言い回しもありまして、「自己の問題点について内省を十分に深めているとは言えないものの、被害女性へ謝罪文をしたためるなどをしたことから被告人なりの反省がうかがえる・・・。」

裁判員経験者4：そうです。「被告人なり」というのが私たちの最終的な。

司会者：この判決文に鑑みてですが、謝罪文、あるいは、被告人の反省文というのもよく事件に出てくるんですが、そういったものを被告人の反省を考える上での材料としてどの程度重視したか、そこの辺りをお伺いしてよろしいでしょうか。ほとんどの事件で、私の経験上、謝罪文とか反省文が出てくるんですが、それをどう見たかですけども。

裁判員経験者1：私の意見ですけれども、謝罪文が余りにもテンプレート過ぎて、本人が作ったんじゃないだろう、これは弁護士さんが考えたんだろうというような文章だったので、そういう意味では本人の気持ちを表す文章としては不十分だと思いました。

司会者：ほかの方はいかがですか。謝罪文、反省文の関係で何か印象に残っているようなことはありますか。

裁判員経験者3：謝罪のお手紙を出されたものもございましたが、私は全くそういうのは考慮に入れませんでした。

反省の態度というのは、第三者から見ても、何か刑が軽くなればいいという思いからそういう態度を見せたり、謝罪文を書いたりしているだけで、本心からかどうなのかというのが全くわからなくて、だから量刑を決めるときには、私の頭にはそういうのがありませんでした。

裁判員経験者 5：被告人が謝罪文を読みながら自分で涙をされていました、確か私の事案では。それを見て、私は淡々と聞いていたんですけど、それにほだされた法廷なんですけど。周りの方が、女性の方が涙を、要するに情にほだされたというか、感情的になられたと。本心、被告人が本当に自分で作って情が入って、もうしませんという反省の心から言葉に詰まってされたかどうかというところが、そこが問題なんですけど、おっしゃられたようにシナリオは書かれていると、ある程度。私の担当した被告人が非常に雄弁で頭がいい青年でした。物すごく弁が立ちます。びっくりするぐらいです。我々よりもしゃべるのがはるかに上手です。

ですから、前に、尋問のときに前置きがありますから、謝罪文を聞いても素直にその文の気持ち 100% というのが、どうかなと疑わしいというのがありますね。

たどたどしいほうが、どちらかというところ、素人っぽいという表現はおかしいんですけども。何か弁護士さんと事前に何回か練習しているのとちゃうかとか、こういうふうにしたらいいとか。これはわからないですよ、我々は素人ですから。ただ、そういう涙を誘う場面もあったことは事実なんです。私は淡々と聞いていましたけど、それを聞かれた女性裁判員がどう思われたかは知りません、わかりません。

ですから、難しいところではあると思いますね、反省文という出どころが。それはわからないですから。

裁判員経験者 1：弁護士の方に聞いてよろしいか。

唐崎弁護士：いいですよ。

裁判員経験者 1：弁護士の方は、被告人の願いで反省文を弁護士さんが作るこ

とはあるんですか。

唐崎弁護士：言おうかな，言おうかなとちょっと思っていたんですけど，あまり私が内部を暴露するのもどうだろうと思っていました。

弁護士が反省文を，例えば，見本を見せて書かせるということは，ほぼないと思います。というのは，留置場の中には何度も何度も反省文を書く機会を設けている，反省文を書くプロみたいな方がいらっしゃるのので，その方らにいろいろ御指導いただきながら自発的に書いてくるというのが普通の流れで，弁護士がこんなことを書けというのはあまりないと思うんです。

テンプレート的なというのは，本当にいろんな留置場の中でお聞きになって，それでいろいろ聞いて書かれているのかなというのもあるんですよ。弁護士がやるとしたら，ちょっと書き直してくださいということはあります。これは言葉的に問題がありますからと。例えば，今後十字架を背負って生きていきますと書いた人なんか，十字架というのはちょっと宗教的な意味合いがあるので，削ってくださいというようなこと，そういうぐらいの話なんです。こう書いてください，ああ書いてください，こんなふうに写してくださいというのはないです。

個人的には，私は，反省文にすごい消極的な弁護士でして，これは結構少数派なんですけど，それは皆さんがおっしゃるとおりで，私は自発的に，弁護上必要ですから書いてくださいとは言わないし，本人が書いてきたのを，先生，反省文，これ裁判に出してもらえませんかと言われるときは一応出しますけど。

1回，私が書いてくださいとあまり言わへんもんだから，裁判官に直送した被告人がいました。そういう方もいらっしゃいます。

司会者：たどたどしくても自分の言葉でと，そんなふうな話をしたような気もしたりしますが。

中川検察官：先ほど示談のときに，お金がある人とない人でどういうふうに反省の態度を見るかというのがありましたけど，検察官の立場というか，半ば個人的な考え方ということのかもしれませんが，金のある人間であれば，反省するん

だったらたくさん金を出せと。

例えば、物を盗んだ、壊した、そこで損害が生じたら、それを弁償するのが当たり前なんです。10万のものを壊したんだったら10万を弁償して、それに思い入れがあるんだったら、それにさらに上積みをして、そこまでやった上で、それは、物を壊したらあくまで元に戻した上ですみませんと、それで初めて反省だと思う。検察官の立場で思います。

そのときにお金がある人はそれだけ出せばいいんです。でも、お金がない、本当にうちの家は貧しくて、これだけしかないから、その中でここまで切り詰めましたということを手明かにしてもらえれば、それは本人の反省だと思うんです。自分たちが食べる物の量を半分にして、そして出す、そこまでやっているんだったら、これは、彼は反省しているんだろうと思いますけど、お金があるのに、金額、そこまでしか出さないというのは、僕は反省だと考えていません。

ですから、仮に本人が反省しました、弁償しましたと言っても、そのときの本人の経済状況なんかを見て、それは反省だと思わないというようなことの論告をするでしょう。

反省文、謝罪文、書いてきたものについては、全て私は同意するという立場をとっています。だから、その中の本当に反省しているのかどうなのかというのは、それは判断する人に任せるしかないと思う。検察官の立場から言うと、反省するのは当たり前だと思っています。悪いことをしたんだから反省して当たり前。反省して、その後、あなたがどうするか、これからどうするかというのは真摯に話してもらおう。それがないと、単に紙切れ一枚があっても、それは反省の文を書いているというだけであって、反省しているというふうに僕らの論告では書けません。

本当に本人が反省しているのかどうかというのは、僕らの立場から見てもわかりませんが、今言ったような事情で反省しているのかどうか、やれることを本人がしようとしているのかどうかを見るというのが考えだと思います。

ですから、先ほど疑問に思われた、お金の有る人、ない人、反省しているかしていないかとかというのは、検察官の立場から見ると今のようないろんな事情を考慮した上で彼がどこまでやれることをしているかという目で見るとはしています。

唐崎弁護士：示談、結局やっているのは結構弁護士でして、腕の見せどころであり、非常に難しい仕事のひとつなんです。確かに被害者とお会いしてお話しして、お金をお支払いするというのが、非常に弁護士の中でも難しい仕事です。

確かに示談して、お金を出しているのは家族というケースが多いんですけども、私も中川検察官と同じ考えで、示談するのは本当に当たり前、法律家として、損害を与えたものは弁償するのを勧める社会的な立場が弁護士にはあるんじゃないかなというような立場があります。あと量刑上考慮するかという問題なんですけど、実際、私が経験していて、被害者に申し訳ないので、ぜひ示談してくださいと言う人は実はそんなにいらっしやなかったというのが実情で、どうして示談しているかという、弁護士が量刑上考慮されるから示談しましょうというのを、一生懸命、私、やりますからという申し向けをして、それで量刑上考慮されるんやったら、息子のためにお金を出す、量刑上考慮されるんやったら妻に出してもらおうという話になるんです。

弁護士の観点から見ると、もしこれが量刑上考慮されないんだったら、全然示談というものの、そういう社会的な実現というのがなかなか難しくなるんで、そういう意味合いでもやっぱり示談というのは量刑上考慮されるべきやし、弁護士としては積極的に示談を勧めて社会的な整合性をとっていかないとだめじゃないかなというような思いはあります。

裁判員経験者 8：示談の話なんですけど、私の事件のときに示談金として130万円を出したんですよ。そのときに被害者の方が、それは受け取りましたけど、刑には全然入れないでほしいということまで言われていたんで、反対に言えば、弁護士さんと被害者の間でもう少し上積みするなり、何かすべきだったんじゃないかと。そんなこと言われてまで示談したなんて意味がないですからね。そ

ういうところがちょっとひっかかりましたけど。

唐崎弁護士：示談するときの弁護士のスタイルは，出せるだけ最大限出してもらおうというスタイルで，何も出し惜しみ，本当は150出せるけど130にするという話ではないんですね。

裁判員経験者8：そういう意味じゃなくて，そんなんだったら出さなかったらいんじゃないかと反対に思ったんです。反対に向こうの気持ちを逆なでしているようなところが見えましたね。

唐崎弁護士：その事案でその弁護士さんが実際どうだったかということはわかりませんが，経験上申し上げれば，示談，例えば幾ら包んだところで，被害者というのは絶対納得しないと思うんです。特にお亡くなりになっている事件であるとか，性犯罪というのは，例えば，1,000万，2,000万でも納得されないと思うんです。

ただ，本人らがきちっとお金を出して，真摯に民事上の賠償を一部でもしたという部分は，人はやっぱり反省の姿勢というふうになって，それは被害者にとって全然納得してないんですと言われたとしても，社会的全体で見emたら，やっぱり民事上の賠償責任というのが果たされたと見なされます。なかなか示談というのはおっしゃるとおり難しい側面があるんです。

裁判員経験者8：ちょっと話がそれるんですけども，そのときに僕の方から質問したんですよ。すると，被害者の方がきょとんとしていて，それですぐ答えてくれるかなと思っていたら，弁護士さんの方をちらっと見て，答えていいかというようなしぐさをされたんですよ。ということは，何か最初から示談を含んでされてたのかなと，全て。そういうストーリーがあったのかなというところもとられてしまって，示談自身が何の意味もないようなところまで落ちましたね。

唐崎弁護士：なるほど。難しい。御質問，手厳しいですね。

司会者：一つ一つの事件でいろんな考え方も出てこようかと思います。

裁判員経験者5：弁護士の方。先ほど裁判官の方が僕の質問のときに，言った，

言わないのことは些細なことであって、量刑に加味するかということとちょっとオーバーラップするかもしれませんが……。被害者の証人尋問されますね。検察の方は淡々とされます。それはいいんですけど、そのときに弁護士の方が、我々が聞いていると執拗に細かいことを聞きはるんですね。どうでしたか、右から来ましたか、後ろからですか、左からですか、何発ですかと、それを必要以上に重要視されているのかどうかわかりませんが、ついに被害者の証人の方が切れたというとおかしいですが、感情的になって、「そんなこと、1年前のことを覚えているはずないでしょう。」と言いはったんです。

それは、僕ら、人間として当然のことやと思います。自分も覚えてませんわ、そんな当事者としたら。1年も前のことをどっちから来たとか、細かく聞かれたところで、そこまで弁護士の方が尋問する意味というのはあるんでしょうかね。怒らせるというか、感情を逆なです、そこを見ちゃうと、私らが裁判員をさせてもらっていると、被害者の方が言うのもそうやなあ、どうやなあと、それは一時の情ですよ、そういうのを覚えているはずないやろうというのがほとんどの方の意識じゃないかと思うんですね。

その辺、ああいう突っ込みというのは言い方が悪いですけど、しつこく言われるというのはお立場上、お聞かせいただけたら。

唐崎弁護士：5番さんの事件というのは弁護士にとって非常に難しいなと思うのが正直な感想で、多分これ、弁護士さんも、皆さん、わからないだろうけど、被告人が独特の細かいところに非常にこだわっている事件だと思うんです。声を出したら殺すと言ってないであるとか、被害者がおっしゃっている暴行態様を、そんなことやってないというふうな話で。

実際は弁護としても、証拠を見ても、本人さんが非常に細かくこだわっているんだろうというので、多分説得して、そこはあまり量刑上こだわるところじゃないよということも言ってもなかなか本人が納得しなかった事案じゃないかなと思うんです。本人の希望どおりの主張をするのが弁護士の立場で、そういう細かいこと、本人が非常にこだわっているところも反証してあげるのが弁護

士の務めなんですよ。

ところが、被害者というのはきれいに自分の事実どおり、記憶どおり答えますので、それを潰すためにはやっぱり細かいことを聞いて、答えられないような質問をやっぱりして、ここを答えられなかったら被害者が記憶違いをしているんですよという方向で細かいことを聞いて行っているのかなという。

その弁護士がどうお考えかはわかりませんが、やはりどうしても僕ら、絶対に負けちゃうような事件でも何とか被告人のために有利なものを引き出すということが仕事ですので、そういった部分で細かいことをされている。ただ、怒らせるのは、やっぱりそれもテクニックがありまして、私はなかなか被害者に対して怒らせるということは不適切かなと思うんですけど、どうしても感情が入り過ぎてそうってしまったかもしれないけど、細かく聞くのは理由があって、やっぱりそういったためもと、ためもとと言ったら申し訳ないけど、うまいこと聞いてちょっとでも被害者を崩そうというような努力やったと思うんです。

裁判員経験者 5：記憶違いと忘れているのと違いますから、被害者にとって。記憶違いと忘れているからといって、それが間違っているだろうというのは直結しにくいんですね、我々の判断の材料としては。

唐崎弁護士：それは弁護士も承知でやっているんだけど、本人のために何か。

裁判員経験者 5：それを感じたのは、最後。

唐崎弁護士：それは多分、弁護士さんがちょっとなかなかうまくいかなかったのかもしれない。

司会者：弁護士さんの質問が細かいということでしたけど、検察官の立証、あるいは裁判官との評議の中でもちょっと細か過ぎる、刑を決める上ではこんなことまでやらなくていいじゃないかみたいに感じたこととかはありませんでしたでしょうか。

裁判員経験者 6：検察官の方が立証するとき、何かフォーマットとかあるんですか。

中川検察官：フォーマットと言いますと。

裁判員経験者 6：マニュアルみたいな。かなり弁護士さんの方と比べてわかりやすい、見やすいということがあったんで。

中川検察官：基本的に検察官というのは、刑事事件で、普通の事件でも裁判官にわかりやすいように証拠を出していくというのが仕事で、多分、弁護士さんは、刑事専門にやっている人が少ないので、どうしても民事と刑事でやっている中でやっていくと、刑事の経験が少ないので、その辺のところをどうやるかというのがあるからじゃないかと思うんです。

特に検察官の方で、立証するのにこういうやり方をしろとかというのはありませんし、各検察官それぞれの経験の積み方でというしかありません。

裁判員経験者 6：わかりました。そうすると、なぜ弁護士さんのやつがそんなにぼやけてしまうのかなというような感じで。先ほども5番さんの件で、細かいことを聞いていて何でかなと思われたと。何でかなと思われたことを端的に言っていただければ、こういうふうな事情があるので細かいことを聞きますけどと言っていただければ、被告人がこだわっているから聞くんだとか、そういうところをもうちょっと見ようかなと。

僕が実際にやったところでも、わざわざ精神鑑定までしたんだけど、結局のところ何かぼやけてしまって、言いたいことがわからなかったというようなところがありまして、そういうようなところがないのかなと思いました。

司会者：6番さんが担当された事件を拝見したんですけど、弁護士さんが4名の証人を立てて、それぞれ30分とか1時間をかけて聞いて、被告人にも2時間ぐらい質問していると。それが、ちょっと何のためかわからなかったと、そういうことでしょうか。

裁判員経験者 6：そうですね。全体的に言いたいことはわかったんですけども、端的に一つ一つ、評議する際にあんなことも言ったな、こんなことも言ったなというのは拾っていけるんですけども、だからこうしてほしいんだというところまでつなげていくのが難しかったというところなんです。

唐崎弁護士：確かに検察官は今，裁判員裁判，非常に皆さんが経験されて，統一のやり方，僕らが細かく見れば統一ではないんですけど，皆さんから見たら統一の立証の仕方をされているように見えるんですけども，弁護士は組織であって組織ではなくて，個々の弁護士さんが，もちろん内部で研修したりであるとか，そういう努力はさせてもらっているんですけど，基本的にその弁護士さんの経験が刑事弁護では出てくると思うんです。

中にはそういう，我々は従来型と言うんですけど，文字ばかりで，こんこんと裁判官を文字で攻めていくという昔のやり方をやっていて，一般の方にとってはなかなかわかりづらいという弁護になってしまっているなど。

私も，今回，ほかの弁護士さんがどういうことをしているかというのはあまり知らないのですが，私自身が見ても，やっぱりちょっと結構びっくりするような内容のものがあつたりとか，へーっと思うようなものがあつたりとかしているのので，今後，皆さんの御意見を参考にしまして，わかりやすい弁護をするように弁護士会としても総力を挙げてやっていきますので，今後は期待しておいてください。

司会者：最後に皆さんから一言ずつ最後の言葉をお願いしたいと思います。ごく簡単で結構ですので，番号順で1番さんからお願いします。

裁判員経験者1：今回の意見交換会に参加させていただきまして，ちょっと時間をおいて自分の事件とまた向き合って，意見を言わせていただきました。ただ，ちょっと個人個人言える意見の分数が短過ぎると。もうちょっと詰めている言えたらいいなあという気はしています。

あとは，やっぱり事件に関わってから，僕は性犯罪にかかわったわけなんですけど，性犯罪関係のドキュメンタリーだとか，いろんな本とかを読むようになりました。新たに，今どうなっているのか，これから先どういう対策がとられていくのだろうか，社会の向き合い方と，それでいいのだろうかということを考えるいいきっかけになったとは思っています。

裁判員経験者2：裁判員の制度でこうして参加させていただくことを本当に心が

らありがとうございました。そして、1番の方がおっしゃるように、昨今、裁判員の文字が新聞等に多大に経緯が載っており、このことについては目を必ず通すようにさせていただいています。どうもありがとうございました。

裁判員経験者3：私が裁判員として参加したり、待ち時間やら休憩時間を利用してほかの裁判の傍聴もさせていただいたんです。すごくそれは自分のこれまでの生き方を振り返ったり、子育て、私の場合は孫育てになっておりますが、方向やら方針が間違っていないか確認するいい機会にもなりましたので、たくさんの方がこういう裁判員を経験されているのを、正しい人間、間違ったことをしない人間を作るためにも、私は若い方、もっともっと裁判員の経験を積まれていったらいいなあというのが私の感想でした。ありがとうございました。

裁判員経験者4：2点あるんですけども、1つは、全部、私たちの仕事が終わったときに、裁判官の方3人がお見送りというか、エレベーターとかに来てくださって、本当にどうもありがとうございましたと深々と頭を下げさせていただいて、私はずっと裁判員に選ばれてから、本当にこの司法制度改革ですごく真剣に取り組んでいらっしゃって、私たちを一生懸命励まして、意見を言いやすい雰囲気を作ってください、真摯に成功させようと思って頑張ってもらえるというお気持ちがあって、終わった後も、中身はもちろん言いませんけれども、もしも当たることがあったら、絶対に言えることはあるから、私も初めは本当に重た過ぎて、自分なんか言えるかなと思ったんですけど、ほかの方も本当に一生懸命意見を出してよかったので、絶対当たったらやってねというようなことは言えるようになりました。

あともう一点、何か不安なことがあったらいつでも心理サポートがありますからと私たちに向かって毎日毎日声をかけてくださったと思うんですね。ただ、今回、私も性犯罪ということで、被害に遭われた女性の気持ちを引きずるところがあって、やっぱりその後どうなったのかな、やっぱり日本では司法制度改革をやっていますけども、性犯罪に遭われた女性に対する心理的フォローであるとか、非常に問題があるというか、弱いと思うんですね。だから、私たち国

民に、そういうことにやっぱり関わって、裁判に関わってほしいという考えがあるならば、やっぱり両面、そういうフォローもちゃんとこれからやっていきますよというところまで言っていただくと、何かほっとした気持ちで終われるんですけれども、ちょっとその後、尾を引くような部分がありますので、ここで言うべきことかどうかわからないんですけども、そういうところもどこか御配慮いただけたらうれしいと思います。

裁判員経験者 5：裁判員をさせていただきまして、自分の人生の中で今の生活環境を含めて、これほど他人の意見を聞くことはありませんでした。非常に勉強させていただいたと思います。どうもありがとうございました。

裁判員経験者 6：裁判員制度でまだちょっと足らへんなと思ったところというのが、やはり周りの人に広告というんですか、広めるというのが足りないんじゃないかなと思いました。

経験した後、すぐに職場の方とかでどんなんだった、聞かせろよというのがよく聞かれます。家族からもそういうのが聞かれて、守秘義務はあるんで言えないところもありましたけども、そういうのをちょっと苦労しながらこんなんだったよと説明するという感じのことがあったわけで、やはりテレビに出ていても、初めこんな制度ができましたよ出ていたけども、今になって実際こんなふう運営されていますよというテレビの報道とかがなかったりとして、こういうフォーラムとかを開いているようなんですけども、興味がある人はいるんですけど、興味がない人も呼ぶというような宣伝の仕方、例えば選挙があるんで、選挙の会場のところに、横っちょの片隅にこんなんやっているよということを、通ったらこんなんやっているんやというぐらいにでもいいんで、そういうふうな広告というのを積極的なやつがあったらいいんじゃないかなというふうに思いました。

裁判員経験者 7：本当に今まで裁判というとちょっと、え、という感じだったんですけど、今回裁判員に選ばれて、本当に身近な裁判というのを体感させていただいて、本当にありがとうございました。もし、また選ばれることがあった

ら、また仕事をちょっと都合をつけて参加したいと思います。ありがとうございました。

裁判員経験者 8：最後にちょっと辛口な意見なんですけども、2つありまして、1つが、もしも私が事件を起こして冤罪とかでも捕まったときに、裁判員している人に裁かれたら、めちゃくちゃ刑が重たくなるなというのを感じまして、それで裁判員制度自身、めちゃくちゃ刑が重たくなるのと違うかなというのが感想です。

これは大きな話なんですけども、今、中学生、中学校を出てからみんな社会人になる人もいるんだし、高校へ行って大学、大学に行って初めて刑法を習うんですよ。それまでに、中学校は多分憲法レベルで終わっていると思うんですけども、こういった制度を広めていくんでしたら、中学教育に刑法を入れるとか、もう一つはアンケートのときに刑法を習ったことがありますかとか、裁判員になったときの、そういったことで、刑法を知らん人間に裁かれたくないなというのが私のすごい意見です。

今までこういう裁判員制度がなかったら5年ぐらいで終わったのに、8年や10年や20年やと言われて、結局13年やといたら、これはたまらないなあというのが一つの意見です。

それと、2つ目が、これも批判になるんですけども、最後、僕がやった裁判が終わった後に高裁に行くわけですよ。高裁やったら、それはいつ始まりましたとか、本当に刑務所に入りました。出てきました。最後まで全部それとなく通知か何かで教えてもらいたいなと。僕自身、これをやったんですけど、その後が全然わからないんですよ。それは、調べようと思えば、裁判所に電話をかけて聞けば、次、大阪高裁でいついつ裁判がありますとかというのは全部調べられるんですけども、本気でやった人がすごく悩みながら刑を出したので、最終的にどういう刑になったのか、どうなったのかというところまで知らせてほしいというのが最後の意見です。

司会者：辛口の意見を含めまして、参考にさせていただきたいと思っております。

それでは、本日の意見交換会、これで終了といたします。

以 上